

○岡山市営住宅バリアフリー化リフォーム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成4年度以前に建設された岡山市営住宅へ入居している世帯の内、身体機能が衰えた高齢者や身体障害者（以下「高齢者等」という。）が安全かつ快適に暮らせるよう、バリアフリー化リフォーム事業（以下「リフォーム事業」という。）を推進することを目的とする。

(バリアフリー化リフォーム対象住宅)

第2条 この事業の対象となる市営住宅は、平成4年度以前に建設された市営住宅へ入居している世帯の内、次の各号のいずれかに該当する者の申し出により、バリアフリー化リフォームの必要があると認められる市営住宅とする。

- (1) 年齢が60歳以上の者（当該事業年度内に60歳に達する者を含む。）
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた視覚又は肢体に障害を有する者で、日常生活を営むうえで支障があるもの
- (3) 肢体に障害を有する者で、日常生活を営むうえで既存の住宅又は設備では支障がある旨の医師の診断書の交付を受けたもの
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 次に掲げる市営住宅は、リフォーム事業対象住宅から除くものとする。

- (1) 障害者世帯向住宅
- (2) この要綱に基づき既にリフォーム事業を実施した住宅。ただし、別表に掲げる対象工事のうち、その一部が実施されていない住宅で、その住宅に入居している前項各号のいずれかに該当する者の身体状況の変化等により、実施されていない対象工事が新たに必要と認められる場合はこの限りでない。
- (3) 建設計画が具体化している住宅等の市長が管理計画上事業の推進を控えるべきと判断した住宅

(リフォーム対象工事)

第3条 リフォーム事業の対象工事は、別表に掲げる工事とする。ただし、市長が、市営住宅の構造上、当該工事を施工することが困難であり安全性を欠くと認めた場合は除

く。

(事業実施の申し出)

第4条 リフォーム事業の申し出は、申出書(別記様式)に第2条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

(事業の認定及び実施)

第5条 市長は前条の申し出により、リフォーム事業を必要とする者の身体状況、改造希望内容等を聞き取り調査し、必要と認められる範囲内の対象工事を認定し、申し出人へ通知してリフォーム事業を実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

室名	バリアフリー化リフォーム対象工事
浴室	<ul style="list-style-type: none">・手摺の取り付け・ドアを引き戸又は折り戸へ変更・木製ドアをアルミ戸へ変更
洗面所	<ul style="list-style-type: none">・手摺の取り付け
便所	<ul style="list-style-type: none">・手摺の取り付け・洋式便器への取替え・暖房、温水洗浄便座用コンセントの設置・ドア取手をレバーハンドル式に取替え
玄関 廊下 階段	<ul style="list-style-type: none">・手摺の取り付け・玄関ドア、廊下と部屋間のドア取手をレバーハンドル式に取替え
居室 台所	<ul style="list-style-type: none">・手摺の取り付け

